



高松市長 大西 秀人

公売公告兼見積価額公告		(第 0805 号)	
国税徴収法第 9 5 条の規定により差押財産を公売することを公告します。 国税徴収法第 9 9 条の規定により見積価額を公告します。			
公売財産及び見積価額	別紙公売財産明細書のとおり		
公売保証金額			
公売方法	入札（不動産）		
公売参加申込開始日時	令和 8 年 9 月 18 日 午後 1 時		
公売参加申込終了日時	令和 8 年 10 月 6 日 午後 11 時		
公売開始日時	令和 8 年 10 月 13 日 午後 1 時		
公売締切日時	令和 8 年 10 月 20 日 午後 1 時		
公売場所	紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する公売に関するインターネットオークションシステム上		
売却決定日時	令和 8 年 11 月 10 日 午前 10 時		
売却決定場所	高松市役所 2 階納税課		
買受代金納付期限	令和 8 年 11 月 10 日 午後 2 時 30 分		
買受人の資格その他要件	この公売公告に違反した者、国税徴収法第 9 2 条の規定に該当する者、同法第 9 9 条の 2 に定められた陳述がない者、同法 1 0 8 条第 1 項の規定に該当する者は、公売財産を買い受けること及び入札、せり売りに参加することはできません。		
公売財産上の質権者抵当権者等の権利の内容の申し出について	公売財産上に質権、抵当権、先取得権、留置権、その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までに、債権現在額申立書によりその内容を高松市役所納税課に申し出てください。		
その他の事項			
1 公売財産のせり売り及び入札に係る買受けの申込みをしようとする者（以下「入札者等」という。）は、公売参加申込期間に所定の公売参加申込手続が必要です。			
2 公売保証金は、高松市が、売却区分ごとに指定する方法で納付してください。			
3 公売保証金の納付を要する公売財産についての公売参加は、その納付後でなければできません。			
4 見積価額以上の入札者等のうち、最高の価額による入札者等を最高価申込者として決定し、売却決定を行います。			
5 買受代金の納付のときまでに、その公売財産に係る滞納金額が完納されたとき又は買受代金納付後であっても取り消すべき事由があるときは、売却決定を取り消します。			
6 公売財産の取得時期は、買受代金の納付があったときです。なお、許可及び承認を必要とする財産は、それを得たときとなります。			
7 公売財産の権利の移転について登記（登録）を要するものについては、登録免許税の額に相当する印紙又は領収書（登録免許税法第 2 3 条）を、許可等を必要とする財産の場合は、許可証等を提出してください。また、買受人が権利移転の手続を行う必要があるものは、至急完了してください。			
8 公売財産の危険負担は、買受代金の全額が納付されたときに買受人に移転します。			
9 公売財産を滞納者等に保管させている場合は、買受人に売却決定通知書を交付しますから、直接、保管人からその財産を受け取ってください。この場合、上記売却決定通知書の交付により、高松市長から買受人に対するその財産の引渡しは完了したことになります。			
1 0 公売財産が普通自動車の場合、買受人の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所が四国運輸局香川運輸支局以外の場合、差押登録の抹消登録は、高松市が郵送で行います。			
1 1 紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する公売に関するインターネットオークションシステム等の不具合により、公売を中止することがあります。			
1 2 入札者等の自己のパスワード等が第三者に知られ、若しくは不正に使用される等により損害を受けた場合は、執行機関は何ら補償しません。			
1 3 公売参加申込期間及び入札又はせり売りの期間は、紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する公売に関するインターネットオークションシステムのシステムメンテナンス等の期間を除きます。			
1 4 公売参加申込者が納付した公売保証金は、最高価申込者（落札者）が売却決定された後、代金納付期限までに買受代金を納付しない場合や、国税徴収法第 1 0 8 条第 1 項の規定に該当する場合は、没収し、返還しません。			
1 5 代金納付期限は、必要があると認められるときは、3 0 日を超えない範囲で延長できる場合があります。			

公売財産明細書

売却区分番号	0805-1	見積価額	36,000,000 円	公売保証金	3,600,000 円
連絡先	高松市納税課特別滞納整理係 087-839-2222				

登記簿の表示

土地の表示

所在 高松市国分寺町新居字上向田

地番 1319番8

地目 宅地

地積 678.47平方メートル

主である建物の表示

所在 高松市国分寺町新居字上向田1319番地8

家屋番号 1319番8

種類 事務所・倉庫・寄宿舍

構造 鉄骨造陸屋根3階建

床面積 1階368.24平方メートル

2階208.29平方メートル

3階 40.80平方メートル

※令和8年4月調査時点では土地、建物ともに抵当権の設定はありません。

物件の概要

1 交通機関

JR予讃線「端岡」駅まで約1.5km

2 現況

現状は空き家です。敷地内には電柱があります。現況及び写真は令和8年5月から7月にかけて調査を行った時のものであり、状況が変わっている可能性があります。

3 公法上の規制等

非線引都市計画区域

商業地域（建ぺい率80%、容積率300%）、防火指定なし

埋蔵物文化財包蔵地の指定なし

4 地勢など

平坦地

5 幅員、接道状況

北側は国道11号 幅員約32mへほぼ等高に接面（法第42条第1項第1号道路）。

東側は市道上向田・中新名線 幅員約6.6mへ高低差を有して接面（法第42条第1項第1号道路）。対象土地が市道より0.5～1.2mほど高い。

6 供給処理施設

上水道、公共下水道が整備されています。都市ガスはありません。

7 その他土地に関する物件情報

「要役地役権」が設定されています。登記簿の表示は次のとおりです。

承役地：綾歌郡国分寺町新居字上向田1319番10

目的：排水

範囲：全部

8 建物の説明

対象物件は、昭和60年4月11日新築です。昭和56年の新耐震基準に適合しています。1階は事務所と倉庫（又は展示スペース）（倉庫部分の天井高は概ね2階相当）、2階は寄宿舍で個室が4室です。エレベータはありません。

9 その他建物に関する物件情報

電気設備（屋上に高圧受電設備あり）、給排水設備、衛生設備（共同浴室あり）、ガス設備、消防設備等がありますが、正常稼働の成否は不明です。また、アスベスト含有吹付材について、登記記録及び建物の目視調査による結果となるが、吹付アスベスト等が使用されている可能性は低いです。ただし、アスベスト含有建材（成形板・仕上塗材等）が使用されている可能性は否定できません。鍵の引渡等に高松市は関与しません。買受人の責任で対応してください。

その他

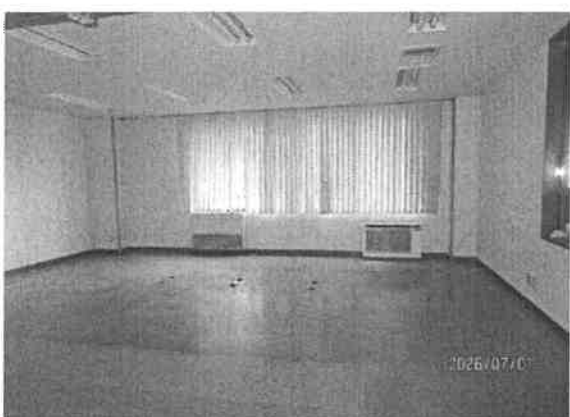
- 1 公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。
- 2 入札参加者においては、入札前に本物件に関する概要及び現状をよく理解しているものとし、これらに起因する一切の責を高松市は負いません。
- 3 物件の所在図、見取り図等は現況確認時に把握した概略を示すものであり、図面、写真等の枠線は目安で、正確な境界ではありません。
- 4 土地の境界については隣接者所有者等と協議してください。執行機関である高松市は一切関与しません。
- 5 公売財産は現況有姿で引き渡すものとし、種類又は品質に関する不適合について、所有者及び高松市は担保責任等を負いません。
- 6 高松市は、公売財産の引渡し義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などは、所有者と協議するなど、すべて買受人の責任において行うこととなります。
- 7 権利移転に伴う費用（移転登記に係る登録免許税、登記嘱託書の郵送料等）は、買受人の負担になります。買受代金納付期限に代金の納付が確認できた場合、必要書類の提出をもって権利移転の手続き（不動産登記の嘱託）を行います。
- 8 個人情報保護のため、所有者の個人情報はお伝えできません。落札後も同様です。
- 9 耐震、土壌汚染、アスベスト、PCB廃棄物などに関する専門的な調査は行っておりません。
- 10 公売財産は適格請求書（インボイス）発行事業者の所有する消費税課税財産ではありません。したがって、執行機関である高松市が適格請求書を発行することはありません。
- 11 物件の下見はできません。

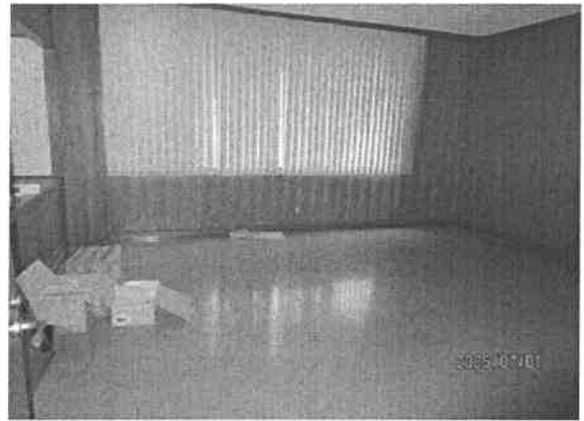
0805-1

①建物外観



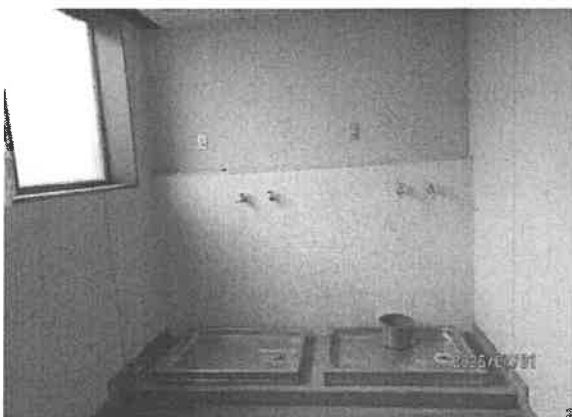
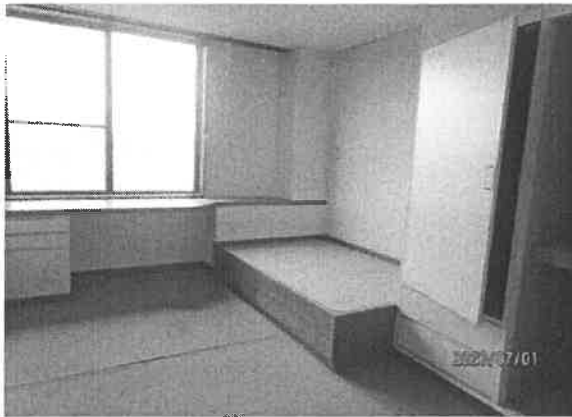
②建物内部写真（1階）





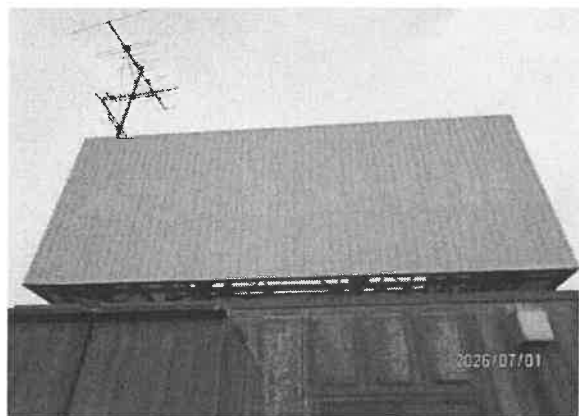
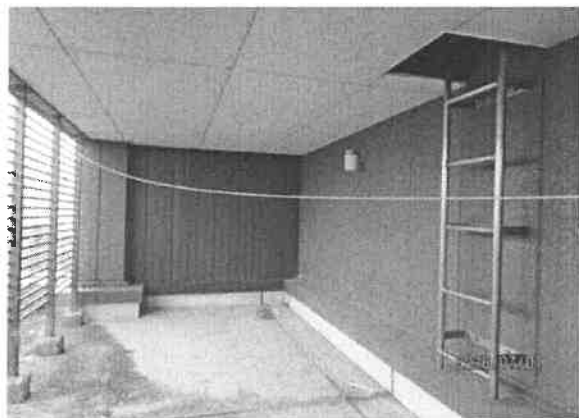
③建物内部写真（2階）



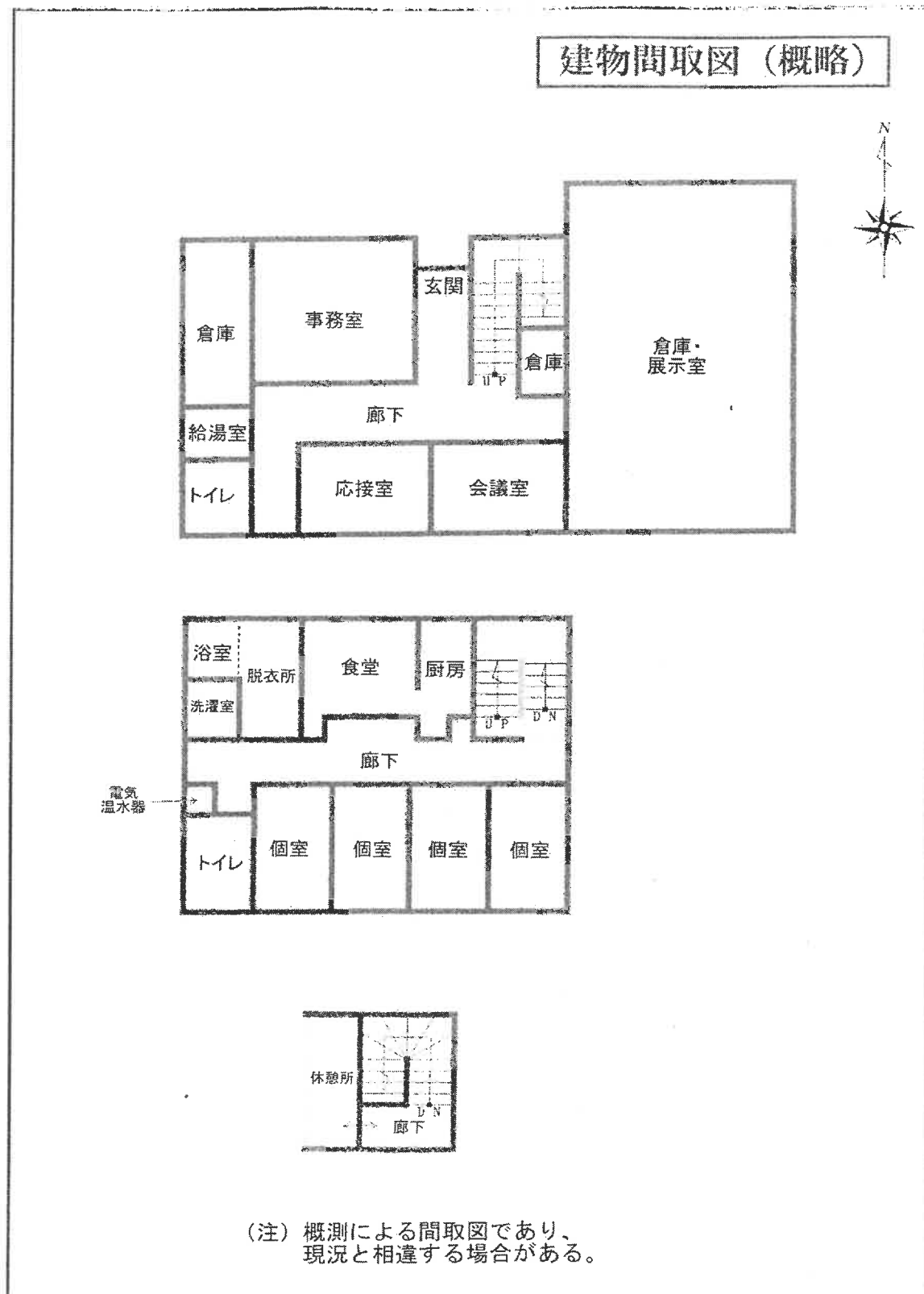




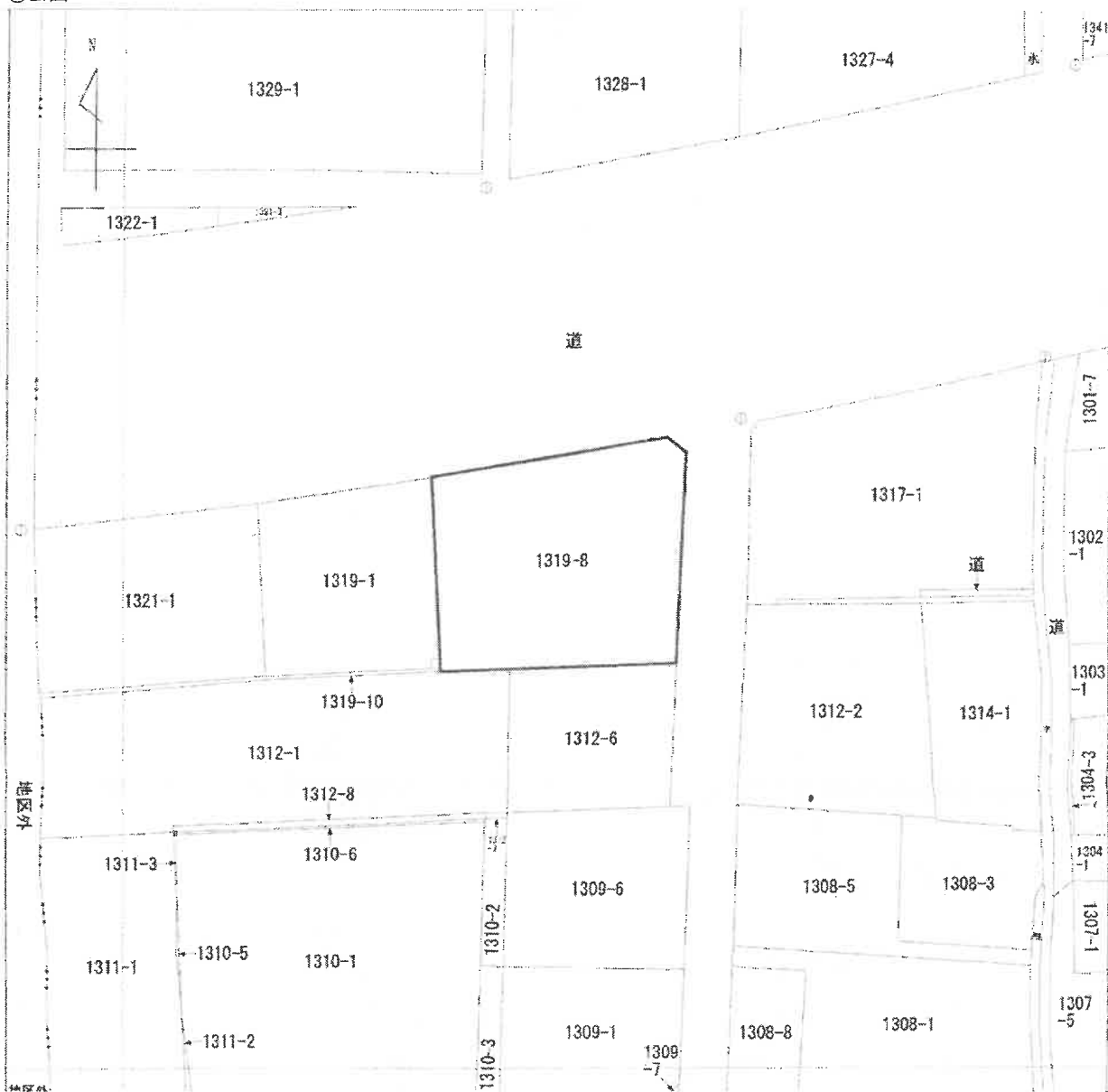
④建物写真（屋上）



⑤間取り図



⑥公園



公売財産明細書

売却区分番号	0805-2	見積価額	810,000 円	公売保証金	81,000 円
連絡先	高松市納税課特別滞納整理係 087-839-2222				

登記簿の表示

一棟の建物の表示

所在 高松市屋島西町字亥浜 2 4 4 5 番地 1 2
建物の名称 ダイアパレス屋島
構造 鉄筋コンクリート造コンクリート屋根 6 階建

専有部分の建物の表示

家屋番号 屋島西町 2 4 4 5 番 1 2 の 1 3
建物の名称 2 0 2
種類 居宅
構造 鉄筋コンクリート造 1 階建
床面積 2 階部分 6 9 . 8 8 平方メートル

敷地権の表示

地目 宅地
地積 2 7 0 3 . 3 2 平方メートル
敷地権の種類 所有権
敷地権の割合 1 0 0 0 0 分の 1 5 5

※令和 8 年 9 月調査時点では建物に根抵当権が設定されていますが、残債は 0 円です

物件の概要

1 交通機関

琴平電気鉄道志度線「湯元」駅まで徒歩約 1 2 分

2 現況

昭和61年11月（登記簿による表示）新築の 2 階部分です。
現地調査によると建物所有者が家財道具類を置いた空き家状態で占有している状態です。
現況及び写真は令和 8 年 9 月に調査を行った時のものであり、状況が変わっている可能性があります。

3 公法上の規制等

非線引都市計画区域
第一種中高層住居専用地域（建ぺい率60%、容積率200%）、防火指定なし
史跡・天然記念物屋島（山麓平地地区）

4 地勢など

ほぼ平坦

5 幅員、接道状況

北側及び西側にて42条1項1号道路にほぼ等高に接面しています。

6 供給処理施設

上水道、下水道、都市ガスが整備されています。

7 建物の説明

対象物件は、昭和61年11月（登記簿による表示）に新築された 6 階建てマンション「ダイアパレス屋島」の 2 階部分に所在する 3 L D K の部屋です。駐車場は有料で、聞取りでは順番待ちになっているそうです。規約によりペット禁止です。

8 利用状況、占有権限

令和8年9月に現地調査を行ったところ建物所有者が家財道具類を置いた空き家状態で占有しています。全体的に経年劣化（築約40年経過）が見られ、壁紙の汚れや畳の腐食などを確認しています。多数の段ボールや生活雑貨、家具、仏壇等が残置した状況です。撤去費用は買受人の負担となります。鍵の引渡等に高松市は関与しません。買受人の責任で対応してください。

9 管理費等

- (1) 管理費 月額8,000円
- (2) 修繕積立金 月額11,760円
- (3) 未納管理費等

令和8年6月25日現在の未納額は1,980,979円（遅延損害金509,164円を含む）買受人は当該未納管理費等及び令和8年7月分以降の未納管理費等を承継します。

10 管理組合

ダイヤパレス屋島管理組合（法人格なし）

1階に管理人室があり、管理人が日勤しています。

11 管理会社

株式会社東急コミュニティー（電話 0570-039-109）

12 大規模修繕

管理組合によると令和6年5月～10月にかけて共有部分の大規模修繕工事が行われているとのこと。ただし、当該物件のベランダの防水工事は実施されていないとのことでした。また間取りによると直近で大規模修繕工事は予定されていないとのことでした。

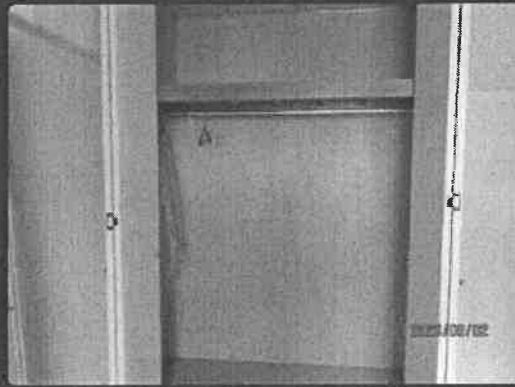
13 公売後に消滅する権利

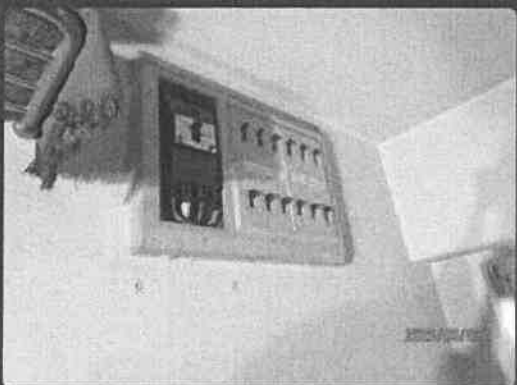
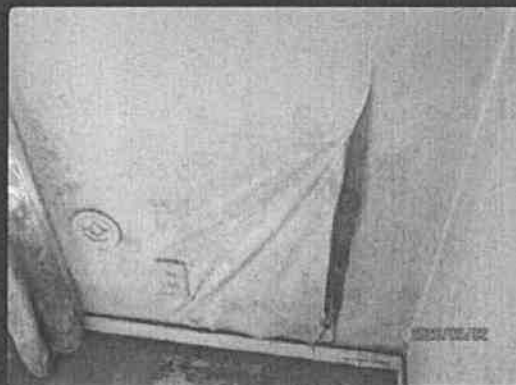
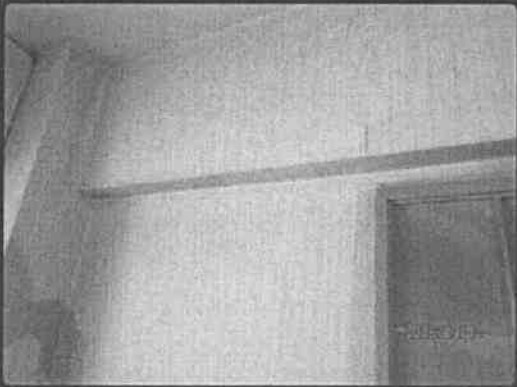
根抵当権が設定されていますが、所有権移転時に高松市が根抵当権抹消登記を併せて行います。

その他

- 1 公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。
- 2 入札参加者においては、入札前に本物件に関する概要及び現状をよく理解しているものとし、これらに起因する一切の責を高松市は負いません。
- 3 物件の所在図、見取り図等は現況確認時に把握した概略を示すものであり、図面、写真等の枠線は目安で、正確な境界ではありません。
- 4 公売財産は現況有姿で引き渡すものとし、種類又は品質に関する不適合について、所有者及び高松市は担保責任等を負いません。
- 5 高松市は、公売財産の引渡し義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や不動産内にある動産の処理などは、所有者と協議するなど、すべて買受人の責任において行うこととなります。
- 6 権利移転に伴う費用（移転登記に係る登録免許税、登記嘱託書の郵送料等）は、買受人の負担になります。買受代金納付期限に代金の納付が確認できた場合、必要書類の提出をもって権利移転の手続き（不動産登記の嘱託）を行います。
- 7 個人情報保護のため、所有者の個人情報はお伝えできません。落札後も同様です。
- 8 耐震、土壌汚染、アスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。
- 9 公売財産は適格請求書（インボイス）発行事業者の所有する消費税課税財産ではありません。したがって、執行機関である高松市が適格請求書を発行することはありません。
- 10 物件の下見はできません。







見取図3LDK

※あくまで見取図の概略を示すものであり、実際の縮尺とは異なります。

